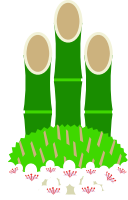


西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年1月号

あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年こそ、いい年に！と思っておりますが、新年早々、ちょっとややこしくて、その上、皆様には是非お知らせしておかなくてはならない「ねんきん特別便」のことがあります。



1月号目次

☆ ねんきん特別便に要注意！

☆ 労働契約法が制定されます！



☆ ねんきん特別便に要注意！

宙に浮いた約5000万件の年金問題、社会保険庁が開始した名寄せ作業で各加入者の基礎年金番号と結びつく可能性のある記録が出てきた場合、この12月17日～平成20年3月までをめぐり、「ねんきん特別便」が順次送付される予定です。

ここで、注意事項その1

今お持ちの年金手帳を今一度確認してください。

現在の住所と年金手帳の住所が違っている場合、

ご結婚等でお名前が変わっている場合、

住所・氏名等の変更手続きをなさってください。

手続き先は

年金の受給者、60歳以上で年金を受給なさっていない方→社会保険事務所

国民年金の第1号被保険者（自営業等）→市区町村の国民年金担当窓口

国民年金の第3号被保険者（会社員の配偶者）→配偶者の勤務先の社会保険担当者

厚生年金のある会社にお勤めの方→会社の社会保険担当者

注意事項その2

来年3月までにねんきん特別便が送られてくる人は、記録漏れ等がある可能性が非常に高い人です。ねんきん特別便が送られてきた場合、内容物を確認の上、ご自身の加入記録と詳細に照合し、必ず確認はがきを返送する、手続きに行く等のアクションを起こしてください。ここで注意していただきたいことがあります。

送られてくる年金照会票には、親切に「これはあなたの記録ではありませんか？」と書いてあるわけではありません。ご自身で送られてきた記録に漏れがないかどうかチェックし

て、漏れがあった場合、自分で申告して訂正しない限り、何も変わらないのです。
ご親族等、身近な方にねんきん特別便が送られてきた場合等お忙しくとも決してなおざり
になさらないようアドバイスしてあげてくださいね。

注意事項その3

来年3月までにねんきん特別便が送られてこなかった場合、
上記以外の年金受給者へは平成20年4月～5月まで
上記以外のすべての現役加入者へは平成20年6月～10月まで
に「ねんきん特別便」が送付されることになっています。
名寄せ作業が遅れているという広報等が社会保険庁からなされない場合

年金受給者の方は平成20年5月を過ぎても

また現役世代の方は平成20年10月を過ぎても

何の送付物も送られてこなかった方は、必ず社会保険事務所に確認なさってください。

詳しくは以下の社会保険庁のWEBサイトを確認なさってみてくださいね。

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 働き方が多様化する時代の法律「労働契約法」が制定されます！

今の時代は働き方が多様化しています。ひとつの会社の中で働く人が正社員だけだったのは昭和40年代まででしょうか。今は、同じ会社に、正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー、業務受託者、出向社員、協力会社社員、と様々な人が働いているケースもあります。そんな中で事業主と個別の労働者との紛争、いわゆる「個別労働紛争」が多発しています。そのような労働紛争を未然に防ごうと言うのがこの「労働契約法」雇用時に、事業主と労働者が「対等の立場で」労働契約を書面により締結することで労働紛争の発生を未然に防ぐとともに、よりよい労使関係を作ろうと言うものです。

この法律は、2007年11月28日、参院で可決成立、12月5日公布されています。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

